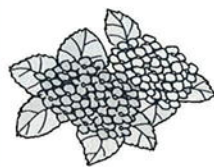


# 福祉・保健

## 3歳未満の児童手当 が一律月額1万円に



6月に支給する平成19年4月分から、3歳未満のお子さんの保護者に対する児童手当の額が、一律月額1万円になります。今回の改正に関わる手続きは必要ありません。  
3歳以上のお子さんの保護者に対する児童手当は、従来どおりです。

### ●支給額

【0歳から3歳未満の児童の保護者に対する児童手当】

改正前                      改正後

第1子、第2子    月額5千円→月額1万円（倍増）

第3子以降        月額1万円→月額1万円（従来どおり）

※3歳到達の翌月からは、第1子、第2子の手当の額は5千円となります。

【3歳以上の児童の保護者に対する児童手当（従来どおり）】

第1子、第2子    月額5千円

第3子             月額1万円

## 児童手当制度

### ●目的

児童手当は児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的にしています。

### ●支給対象

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している人に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、所得制限により児童手当は支給されません。

### ●支給手続き

児童手当は児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市区町村長（公務員は勤務先）の認定を受けることにより、申請をした日の属する月の翌月から開始（一部特例があります）され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。

ります。

なお、原則として手当は、毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分まで支給されます。

### ●必要な手続き

- ・新たに受給資格が生じたとき（出生、転入など）
- ・引越などで受給者や子どもの住所が変わるとき
- ・子どもが増えるなどして手当の額が増えるとき
- ・子どもの養育状況を確認するため受給者が年1回6月に提出する現況届

## 児童手当現況届提出は

# 6月29日（金）

# までです

児童手当を受給している方は、毎年6月1日現在の状況を記入した「現況届」を提出することになっています。

この届は、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかの確認をするためのものです。現

況届の提出がないと、6月から

の手当が受けられなくなり、

ので、ご注意ください。

提出書類は各家庭にお届けします。通知をよく読み、期限までに提出してください。

提出期限は6月29日（金）です。

### ◆提出及び問い合わせ先

本庁福祉保健課

☎ 0859・54・5207

中山支所福祉課

☎ 0858・58・6112

大山支所福祉課

☎ 0859・53・3136

## 三三福祉機器展

米子市社会福祉協議会が三三福祉機器展を開きます。移動・起床の際に役立つさまざまな福祉機器・自助具を展示しています。いろいろな機器に実際に触れてみる良いチャンスです。お誘いあわせのうえ、ご参加ください。

### ◆開催日時

6月23日（土） 10時～17時